



人手不足分野の支援策

～ 介護、保育、建設、水産加工分野 ～

平成28年9月

宮城労働局職業安定部

**宮城労働局
2016 人手不足分野の支援策**

課題	採用・定着支援	担当部署	マッチング支援
介護 雇用管理の方法がわからない。 + 人材育成はどうするの? + これから勉強したい。	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方・休み方改善コンサルタントの活用 ○介護事業場就労環境整備事業（委託事業） ○雇用管理改善促進事業（啓発実践コース） （委託事業） ○介護分野における雇用管理改善推進事業（委託事業） ※28年9月開始 ●職場意識改善助成金（職場環境改善コース）（10/17締切） ●業務改善助成金 ●職場定着支援助成金（全12コース） ●キャリアアップ助成金（全3コース） ●キャリア形成促進助成金（全16コース） ○公的職業訓練（公共職業訓練（離職者・在職者）、求職者支援訓練） ○教育訓練給付金 （一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付） 	雇用環境・均等室 労働基準部 職業安定部 雇用環境・均等室 職業安定部	【求職者】 <ul style="list-style-type: none"> ・就職支援セミナー（基本） ・就職支援セミナー（応用） ・施設見学会 【求人者・求職者】 <ul style="list-style-type: none"> ・ミニ面接会 ・会社説明会 ・職種セミナー <p>※福祉分野の職業紹介等を専門的に行う「<u>福祉人材センター</u>」をハローワーク仙台に設置している。</p>
保育 すぐ離職してしまう…。 + 資格がない。	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方・休み方改善コンサルタントの活用 ●職場意識改善助成金（職場環境改善コース）（10/17締切） ●業務改善助成金 ●職場定着支援助成金 ●キャリアアップ助成金 ●キャリア形成促進助成金 ○公的職業訓練（公共職業訓練（離職者）） ○教育訓練給付金 	雇用環境・均等室 職業安定部	【求職者】 <ul style="list-style-type: none"> ・就職支援セミナー（応用） ・施設見学会 【求人者・求職者】 <ul style="list-style-type: none"> ・ミニ面接会 ・会社説明会 ・職種セミナー
建設 技能の継承がすすまない。 + 資格を取得したい。	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方・休み方改善コンサルタントの活用 ○雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）（委託事業） ●職場意識改善助成金（職場環境改善コース）（10/17締切） ●業務改善助成金 ●建設労働者確保育成助成金（全12コース） ●職場定着支援助成金 ●キャリアアップ助成金 ●キャリア形成促進助成金 ○建設労働者緊急育成支援事業（委託事業） ○公的職業訓練 ○教育訓練給付金 	雇用環境・均等室 職業安定部 雇用環境・均等室 職業安定部	【求人者・求職者】 <ul style="list-style-type: none"> ・ミニ面接会 ・会社説明会 ・職種セミナー <p>※ハローワーク仙台・石巻・気仙沼において、就職支援コーディネーターによる上記のマッチング支援等（<u>建設人材確保プロジェクト</u>）を実施している。</p>
水産加工 人材確保・育成がしたい。 + 雇用環境を改善したい。	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方・休み方改善コンサルタントの活用 ●職場意識改善助成金（職場環境改善コース）（10/17締切） ●業務改善助成金 ●職場定着支援助成金 ●キャリアアップ助成金 ●キャリア形成促進助成金 ○教育訓練給付金（一般教育訓練給付） 	雇用環境・均等室 職業安定部	【求職者】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設見学会 【求人者・求職者】 <ul style="list-style-type: none"> ・ミニ面接会 ・会社説明会

*「採用・定着支援」欄…○コンサルタント事業、●助成金関係、○職業訓練関係

(参考資料) 2016 人手不足分野の支援策の概要①

【介護分野】

○働き方・休み方改善コンサルタントの活用_{〔雇用環境・均等室〕}

年次有給休暇を取得しやすい環境の整備など、労働時間等の設定の改善に関する相談等に応じるため、宮城労働局雇用環境・均等室に「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置し、無料で相談に応じている。

○介護事業場就労環境整備事業_{〔委託事業〕〔労働基準部〕}

働きやすく、やりがいを感じられる介護現場の環境整備支援のため、就労環境整備に関するセミナーを開催し、法令等の説明・解説を行う。また、現場を個別訪問し、助言を行う。

○雇用管理改善促進事業_{〔啓発実践コース〕〔委託事業〕〔職業安定部〕}

介護分野・建設分野の労働者の募集と職場定着促進のため、介護及び建設事業主自身が、魅力ある職場づくり（人事考課・評価制度や賃金体系制度、諸手当制度、研修体系制度、健康づくり制度、福利厚生制度の導入）を行う必要性や制度導入のメリット等について広く普及・啓発するとともに、その具体的な取組を促進する。

○介護分野における雇用管理改善推進事業_{〔委託事業〕〔職業安定部〕}

介護分野が抱える課題の的確な把握や課題解消のため、介護ロボットの導入など、先進的な雇用管理改善の取組をしている事業所や他のモデルとなる事業所を視察し、好事例の把握や雇用管理改善に関する課題などの調査及びコンサルティングを実施する。また、経営労務管理改善支援事業（都道府県事業）と連携した経営・雇用管理（待遇改善）両面にわたるコンサルティングを実施する。

●職場意識改善助成金_{〔職場環境改善コース〕〔雇用環境・均等室〕}

「労働時間等の設定の改善」（各事業所における労働時間や年次有給休暇制度を労働者の多様な働き方に対応したものにする）により、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主を支援（10月17日締切）。

●業務改善助成金_{〔雇用環境・均等室〕}

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステムの導入）などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成。

●職場定着支援助成金_{〔全12コース〕〔職業安定部〕}

事業主が、就業規則又は労働協約を変更することにより雇用管理制度を新たに導入する（評価・待遇制度、昇進・昇格基準、研修制度などの導入）場合や賃金テーブルを設定し、新たに賃金制度を導入する場合等に該当。（下線部は、介護事業者のみ適用。）

●キャリアアップ助成金_{〔全3コース〕〔職業安定部〕}

非正規雇用の労働者の正社員への転換、賃金水準の向上、待遇改善、短時間労働者の勤務時間の延長等の取組を実施した場合に助成。

●キャリア形成促進助成金_{〔全16コース〕〔職業安定部〕}

労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度の導入及び適用をした際に、訓練経費・訓練期間中の賃金の一部や制度導入費用を助成。

◎公的職業訓練

（公共職業訓練（離職者・在職者）、求職者支援訓練）

(参考資料) 2016 人手不足分野の支援策の概要②

◎教育訓練給付金（一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付）

・一般教育訓練給付金…

受講開始日現在で雇用保険の被保険者期間が3年以上あるなど、一定の要件を満たす方が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額（4千円超、10万円を限度）を支給。

・専門実践教育訓練給付金…

受講開始日現在で雇用保険の被保険者期間が10年以上あるなど、一定の要件を満たす方が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%に相当する額を支給。

訓練期間は最大3年間とし、1年の支給限度額は32万円とする（3年間で96万円を上限とし、4千円超から支給する）。

さらに、修了後、あらかじめ定められた資格等を取得し、受講終了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された方、又はすでに雇用されている方には、さらに20%相当額を追加支給する。

（合計60%相当額が支給されるが、1年の支給限度額は48万円とし、3年で144万円を上限とする。下限は4千円超）。

【保育分野】

○働き方・休み方改善コンサルタントの活用《雇用環境・均等室》

年次有給休暇を取得しやすい環境の整備など、労働時間等の設定の改善に関する相談等に応じるため、宮城労働局雇用環境・均等室に「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置し、無料で相談に応じている。

●職場意識改善助成金（職場環境改善コース）《雇用環境・均等室》

「労働時間等の設定の改善」（各事業所における労働時間や年次有給休暇制度を労働者の多様な働き方に対応したものにする）により、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主を支援（10月17日締切）。

●業務改善助成金《雇用環境・均等室》

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステムの導入）などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成。

●職場定着支援助成金（全12コース）《職業安定部》

事業主が、就業規則又は労働協約を変更することにより雇用管理制度を新たに導入する（評価・処遇制度、昇進・昇格基準、研修制度などの導入）場合や賃金テーブルを設定し、新たに賃金制度を導入する場合等に該当。（下線部は、介護事業者のみ適用。）

●キャリアアップ助成金（全3コース）《職業安定部》

非正規雇用の労働者の正社員への転換、賃金水準の向上、処遇改善、短時間労働者の勤務時間の延長等の取組を実施した場合に助成。

(参考資料) 2016 人手不足分野の支援策の概要③

●キャリア形成促進助成金(全16コース)《職業安定部》

労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度の導入及び適用をした際に、訓練経費・訓練期間中の賃金の一部や制度導入費用を助成。

◎公的職業訓練

(公共職業訓練(離職者・在職者)、求職者支援訓練)

◎教育訓練給付金(一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付)

・一般教育訓練給付金…

受講開始日現在で雇用保険の被保険者期間が3年以上あるなど、一定の要件を満たす方が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額(4千円超、10万円を限度)を支給。

・専門実践教育訓練給付金…

受講開始日現在で雇用保険の被保険者期間が10年以上あるなど、一定の要件を満たす方が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%に相当する額を支給。

訓練期間は最大3年間とし、1年の支給限度額は32万円とする(3年間で96万円を上限とし、4千円超から支給する)。

さらに、修了後、あらかじめ定められた資格等を取得し、受講終了日の翌日から1年内に被保険者として雇用された方、又はすでに雇用されている方には、さらに20%相当額を追加支給する。

(合計60%相当額が支給されるが、1年の支給限度額は48万円とし、3年で144万円を上限とする。下限は4千円超)。

【建設分野】

○働き方・休み方改善コンサルタントの活用《雇用環境・均等室》

年次有給休暇を取得しやすい環境の整備など、労働時間等の設定の改善に関する相談等に応じるため、宮城労働局雇用環境・均等室に「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置し、無料で相談に応じている。

○雇用管理改善促進事業(啓発実践コース)(委託事業)《職業安定部》

介護分野・建設分野の労働者の募集と職場定着促進のため、介護及び建設事業主自身が、魅力ある職場づくり(人事考課・評価制度や賃金体系制度、諸手当制度、研修体系制度、健康づくり制度、福利厚生制度の導入)を行う必要性や制度導入のメリット等について広く普及・啓発するとともに、その具体的な取組を促進する。

●職場意識改善助成金(職場環境改善コース)《雇用環境・均等室》

「労働時間等の設定の改善」(各事業所における労働時間や年次有給休暇制度を労働者の多様な働き方に対応したものにする)により、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主を支援(10月17日締切)。

(参考資料) 2016 人手不足分野の支援策の概要④

●業務改善助成金(雇用環境・均等室)

生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステムの導入)などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成。

●建設労働者確保育成助成金(全12コース)《職業安定部》

建設業における若年労働者の確保、育成及び技能継承を図ることを通じ、建設労働者の雇用の安定、能力の開発及び向上を目的に、労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主に対して助成。

(例。有給で技能実習を受講させた場合や認定職業訓練を受講させた場合の賃金の助成、経費の助成など)

●職場定着支援助成金(全12コース)《職業安定部》

事業主が、就業規則又は労働協約を変更することにより雇用管理制度を新たに導入する(評価・処遇制度、昇進・昇格基準、研修制度などの導入)場合や賃金テーブルを設定し、新たに賃金制度を導入する場合等に該当。(下線部は、介護事業者のみ適用。)

●キャリアアップ助成金(全3コース)《職業安定部》

非正規雇用の労働者の正社員への転換、賃金水準の向上、待遇改善、短時間労働者の勤務時間の延長等の取組を実施した場合に助成。

●キャリア形成促進助成金(全16コース)《職業安定部》

労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度の導入及び適用をした際に、訓練経費・訓練期間中の賃金の一部や制度導入費用を助成。

◎建設労働者緊急育成支援事業(委託事業)《職業安定部》

建設業界の人手不足解消を支援するため、離転職者、新卒者、未就職卒業者等について、座学、実習等の訓練から就職支援までをパッケージとして実施。

◎公的職業訓練

(公共職業訓練(離職者・在職者)、求職者支援訓練)

(参考資料) 2016 人手不足分野の支援策の概要⑤

◎教育訓練給付金（一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付）

・一般教育訓練給付金…

受講開始日現在で雇用保険の被保険者期間が3年以上あるなど、一定の要件を満たす方が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額（4千円超、10万円を限度）を支給。

・専門実践教育訓練給付金…

受講開始日現在で雇用保険の被保険者期間が10年以上あるなど、一定の要件を満たす方が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%に相当する額を支給。

訓練期間は最大3年間とし、1年の支給限度額は32万円とする（3年間で96万円を上限とし、4千円超から支給する）。

さらに、修了後、あらかじめ定められた資格等を取得し、受講終了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された方、又はすでに雇用されている方には、さらに20%相当額を追加支給する。

（合計60%相当額が支給されるが、1年の支給限度額は48万円とし、3年で144万円を上限とする。下限は4千円超）。

【水産加工分野】

○働き方・休み方改善コンサルタントの活用《雇用環境・均等室》

年次有給休暇を取得しやすい環境の整備など、労働時間等の設定の改善に関する相談等に応じるため、宮城労働局雇用環境・均等室に「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置し、無料で相談に応じている。

●職場意識改善助成金（職場環境改善コース）《雇用環境・均等室》

「労働時間等の設定の改善」（各事業所における労働時間や年次有給休暇制度を労働者の多様な働き方に対応したものにする）により、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主を支援（10月17日締切）。

●業務改善助成金《雇用環境・均等室》

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステムの導入）などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成。

●職場定着支援助成金（全12コース）《職業安定部》

事業主が、就業規則又は労働協約を変更することにより雇用管理制度を新たに導入する（評価・処遇制度、昇進・昇格基準、研修制度などの導入）場合や賃金テーブルを設定し、新たに賃金制度を導入する場合等に該当。（下線部は、介護事業者のみ適用。）

●キャリアアップ助成金（全3コース）《職業安定部》

非正規雇用の労働者の正社員への転換、賃金水準の向上、処遇改善、短時間労働者の勤務時間の延長等の取組を実施した場合に助成。

●キャリア形成促進助成金（全16コース）《職業安定部》

労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度の導入及び適用をした際に、訓練経費・訓練期間中の賃金の一部や制度導入費用を助成。

(参考資料) 2016 人手不足分野の支援策の概要⑥

◎教育訓練給付金（一般教育訓練給付）

・一般教育訓練給付金…

受講開始日現在で雇用保険の被保険者期間が3年以上あるなど、一定の要件を満たす方が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額（4千円超、10万円を限度）を支給。

人手不足分野に係る求人・求職の状況(常用)

【有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率の推移(常用)】

	23年度			24年度			25年度			26年度			27年度		
	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率												
介護分野 ※①	29,981	26,472	1.13	43,327	27,672	1.57	50,947	24,560	2.07	55,487	22,802	2.43	57,240	21,083	2.71
保育士 ※②	5,005	5,616	0.89	5,798	5,611	1.03	5,904	5,539	1.07	7,389	5,402	1.37	8,778	4,980	1.76
建設分野 ※③	58,203	18,982	3.07	70,676	19,434	3.64	65,623	17,376	3.78	61,758	15,890	3.89	61,280	15,425	3.97
水産物加工工 ※④	7,189	22,938	0.31	9,938	10,860	0.92	10,383	4,334	2.40	9,171	3,669	2.50	9,424	3,402	2.77
全職業計 ※⑤	467,202	767,545	0.61	595,270	587,179	1.01	595,109	532,102	1.12	581,837	506,162	1.15	594,261	486,903	1.22

※表中の各項目は「常用」の数値。(「常用」…雇用契約において雇用期間の定めのない、または、4か月以上の雇用期間が定められているもの)

※①「介護分野」…専門的・技術的職業のうち、福祉施設指導専門員、介護支援専門員、「サービスの職業」のうち、家事手伝、介護サービスの職業等で構成。

※②「保育士」…専門的・技術的職業から抜粋。

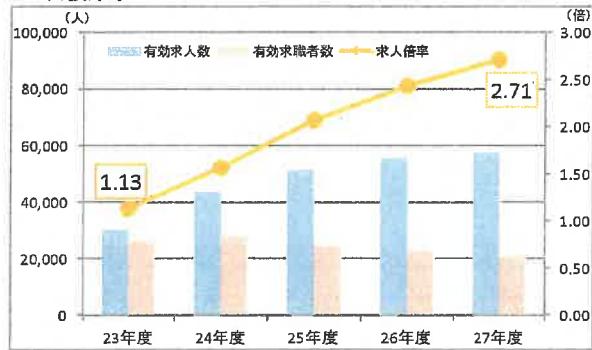
※③「建設分野」…専門的・技術的職業のうち、建築・土木・測量技術者、建設躯体工事の職業、「建設・採掘の職業」のうち建設・電気工事・土木の職業で構成。

※④「水産物加工工」…生産工程の職業から抜粋。

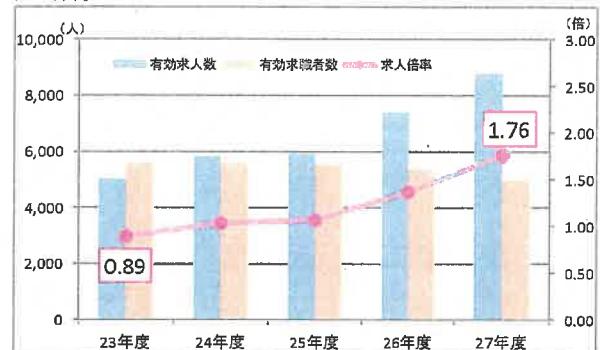
※⑤「全職業計」…全ての職業の合計。

【分野別の状況】

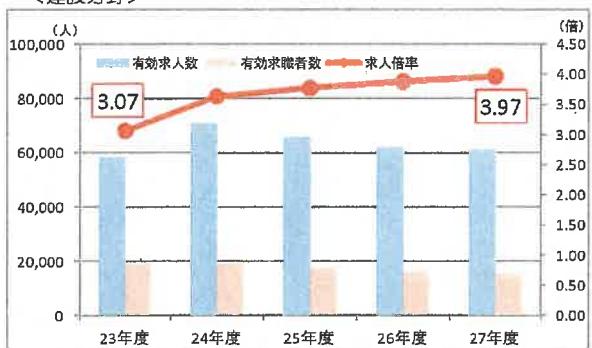
<介護分野>



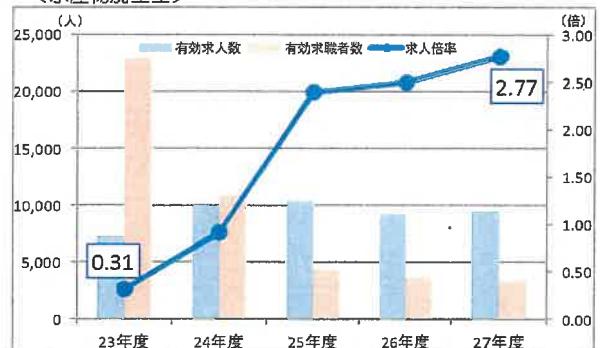
<保育士>



<建設分野>



<水産物加工工>



【全職業計の状況】

<宮城>

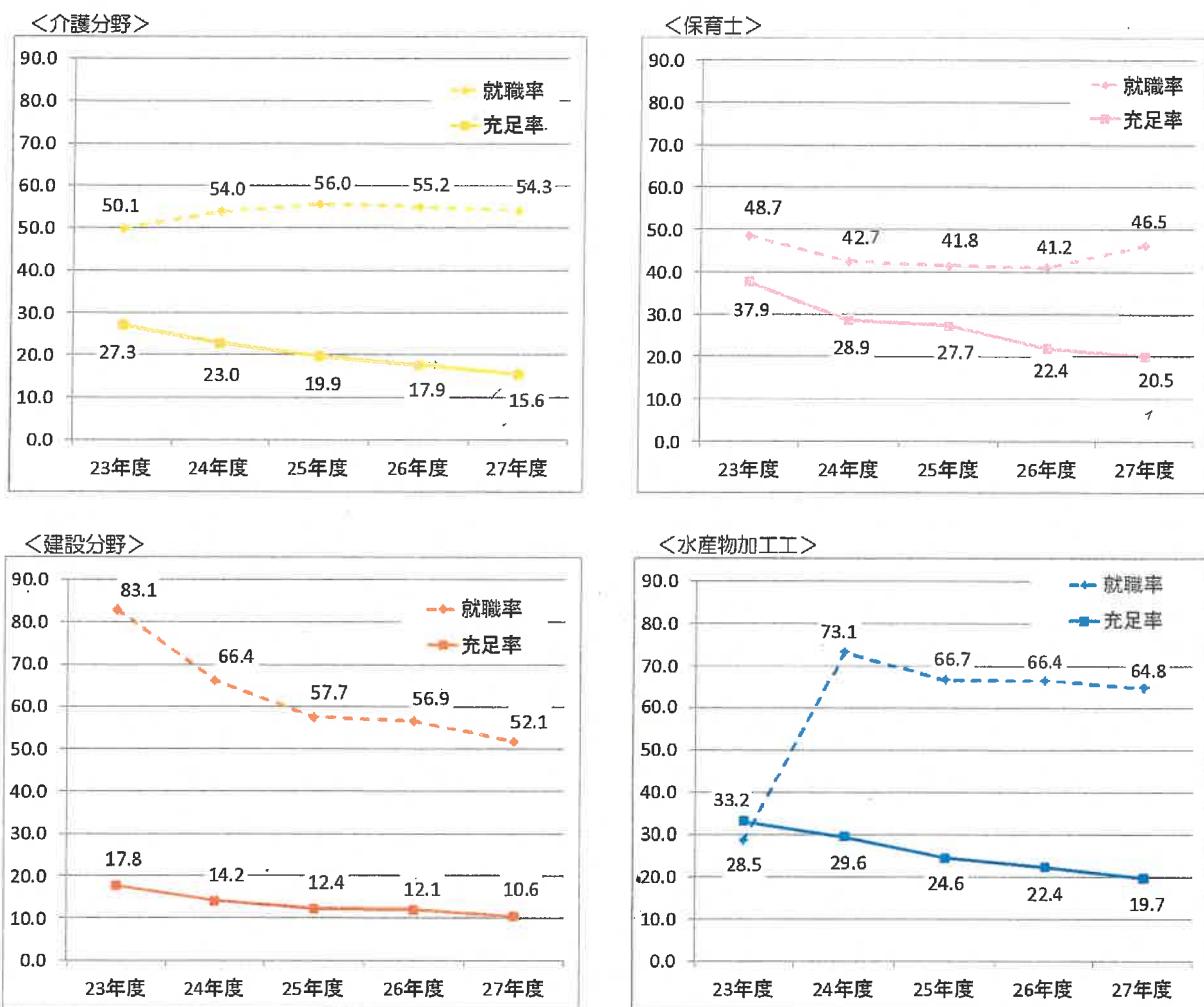


<(参考) 全国>

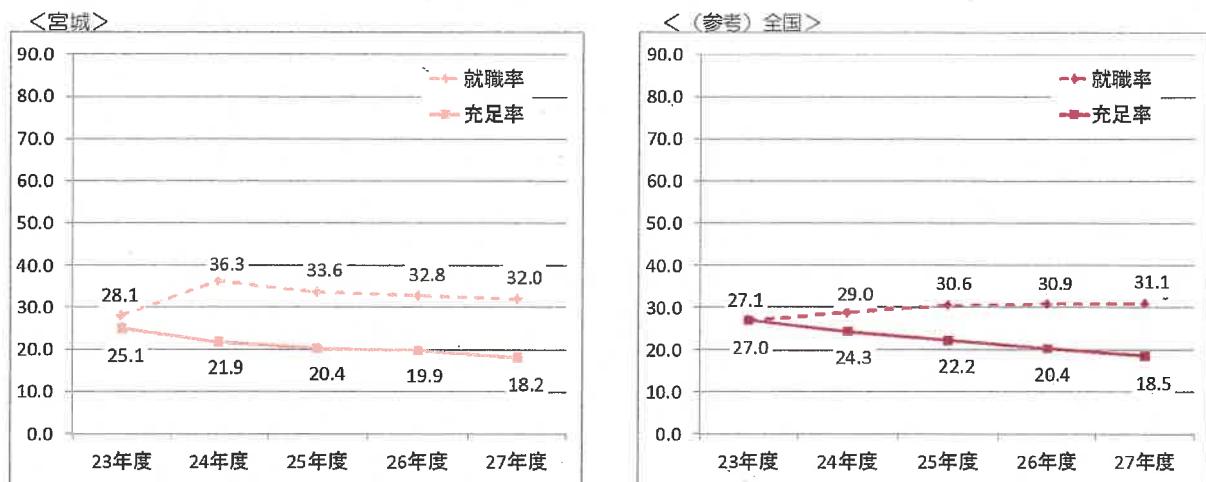


人手不足分野に係る就職率・充足率の推移(常用)

【分野別の状況】



【全職業計の状況】



※グラフ中の各項目は「常用」の数値。(「常用」…雇用契約において雇用期間の定めのない、または、4か月以上の雇用期間が定められているもの)

※就職率=就職件数÷新規求職申込件数

※充足率=充足数÷新規求人數(但し、全国は就職件数÷新規求人數)